

(平成18年7月24日)

《建設業労働災害防止協会 宮城県支部》

法肩から転落・死亡！ “どこにでもある危険”です！ —— 崖や溝の肩、土止擁壁の端などを再点検 ——

- ☆ 平成18年6月10日、仙台市宮城野区のアパート新築工事現場で転落による死亡災害が発生しました。被災者は2次下請けの土工（68歳）です。
- ★ 新築アパートに付帯する駐車場造成工事において、機械掘削の作業に並行して行なわれていた測量作業の手元をしていた被災者が、誤って法肩（擁壁の端部）から隣地へ転落したものです。（高さ2.4m）
- ☆ 法肩からの転落はしばしば見られる事故ですが、意外と危険予知から見逃されることが多く、注意を要します。
- ☆ 労働安全衛生規則では「作業床の端」と解される可能性も高く、手すりの設置等墜落防止対策が求められることとなる事案も多いので、皆様の現場で該当箇所がないか、再点検をして対策を講じましょう。

